

令和2年3月9日

(公社) 広島県バス協会会長 様

広島県地域政策局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-23  
地域力創造課〕

新型コロナウイルス感染症のまん延防止について (依頼)

先般、広島県内で初めての新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたことを踏まえ、県内での感染拡大をできるだけ抑えるよう取組を進めています。

ついては、貴協会の会員事業者に対し、県内のまん延防止等に向けた次の取組について、特段の御配慮をいただきますよう、周知をお願いいたします

- 日常生活における、咳エチケット、手洗い、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、基本的な感染対策を徹底する。
- 特に乗務員においては、乗務時のマスク着用・咳エチケット、休憩時等の手洗いを徹底するとともに、利用者に対してもマスク着用・咳エチケットを呼びかける。
- 職場においては、消毒液の使用や定期的な換気を徹底するとともに、時差出勤（運行業務に支障のない場合）、テレワークの活用も勧奨する。
- 社員に感染症の疑いが発生した場合には、保健所への連絡など迅速かつ適切に対応する。
- 県民生活及び県民経済の安定確保に向け、業務継続計画に基づく取組の準備を行う。
- 症状の認められた従業員の方への健康管理を徹底してください。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報（広島県ホームページ）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

担当 交通対策グループ  
電話 (082)513-2579 (ダイヤルイン)  
(担当者 畠中)

